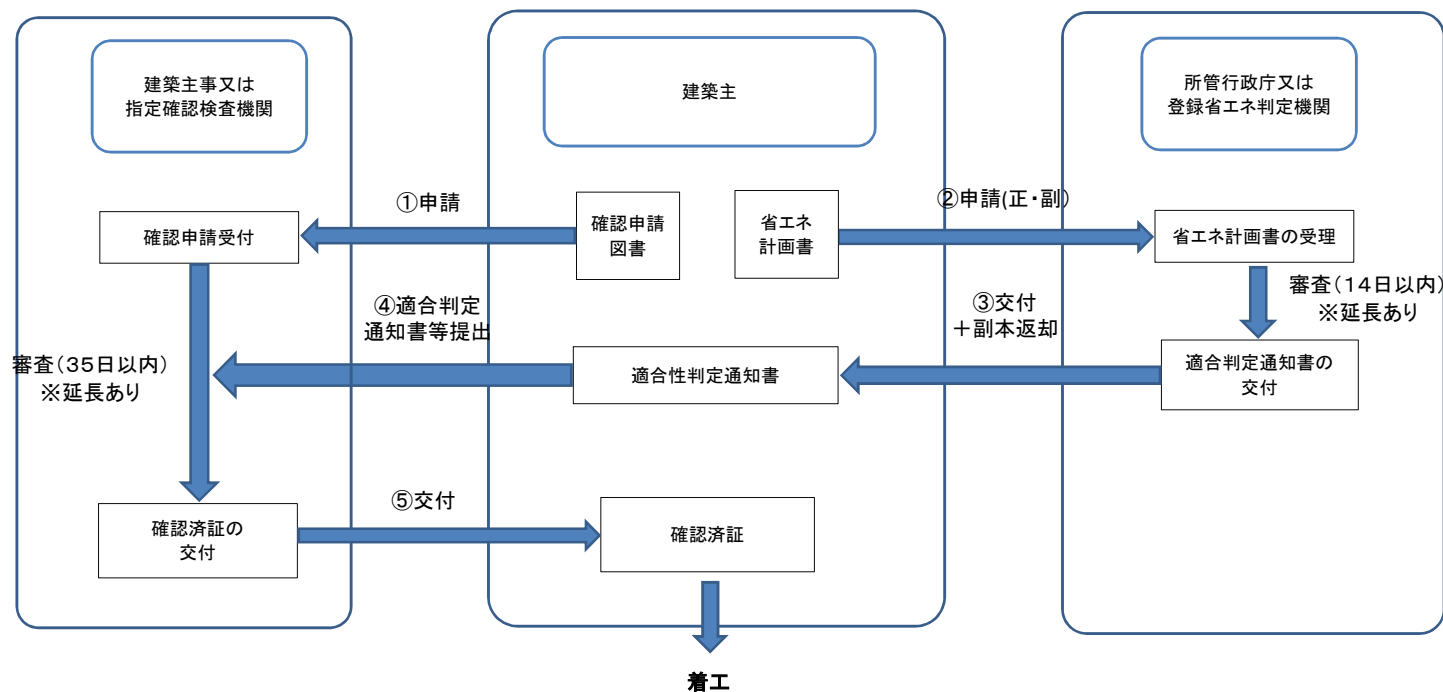


確認申請から着工までの基本的な手続きの流れ



①建築確認申請(建築主→建築主事等)

建築主が、建築主事又は指定確認検査機関に対して行う建築確認の申請

②省エネ計画判定申請(建築主→所管行政庁等)

建築主が、所管行政庁又は登録省エネ判定機関に対して行う省エネ計画判定の申請

③適合判定通知書の交付(所管行政庁等→建築主)

所管行政庁等が、省エネ基準に適合しているかを確認し、適合していると判定した場合、提出から14日以内に建築主に対して行う適合判定通知書の交付
ただし、14日以内に通知書を交付できない合理的な理由がある場合は「延長する旨とその理由を記載した通知書」の交付が行われ、期間が28日の範囲内において延長する

④適合判定通知書等の提出(建築主→建築主事等)

建築主が、建築確認を申請した建築主事等に対して行う適合判定通知書等の提出
ただし、提出は確認申請審査期間(延長された場合は延長後の期間)の末日の3日前まで

⑤確認済証の交付(建築主事等→建築主)

建築主事等が、適合判定通知書等に係る書類の提出を受けたのち、建築主に対して行う確認済証の交付